



令和7年度 八千代市高度処理型浄化槽 設置整備事業補助金制度



印旛沼や東京湾の汚れを防ぐためには、私たちが生活に利用した水をできる限りきれいにすることが必要です。

単独処理浄化槽やくみ取便所は、台所やお風呂などの排水を処理せず、そのまま川などの公共用水域に流してしまいますが、合併処理浄化槽は家庭からの排水を全て処理することができます。

印旛沼流域ではアオコが発生することから、合併処理浄化槽の中でも、アオコの発生源となる窒素やリンの除去能力を持つ「高度処理型浄化槽」の設置が重要です。

八千代市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的として、単独処理浄化槽又はくみ取便所から高度処理型浄化槽に転換する人に補助金を交付しています。

●補助金を受ける条件

- ① 八千代市内（下水道事業計画区域以外及び当分の間、下水道の整備が見込まれない区域）で住宅に既に単独処理浄化槽又はくみ取便所が設置されており、それらを高度処理型浄化槽に転換する者。（家の建て替えをする場合は対象外）
- ② 事前に葛南地域振興事務所に設置の届出をして審査を済ませること。

●補助金額

①設置費（上限額）※ N…総窒素，P…総リン （単位：円）

型式 人槽	N20型 (N20mg/L 以下) 又は P型(P1mg/L)	N10型 (N10mg/L 以下)	NP型 (N20mg/L かつ P1mg/L)	BOD型 (BOD97%以上かつ 5mg/L 以下)
5	360,000	674,000	528,000	489,000
6~7	462,000	770,000	693,000	654,000
8~10	585,000	923,000	963,000	903,000

②転換費（上限額） （単位：円）

補助項目	既存の単独処理浄化槽からの転換	既存のくみ取便所からの転換
撤去費	180,000	100,000
配管費	300,000	300,000

例) 単独処理浄化槽から N10 型 (5 人槽) へ転換した場合 (上限額)

設置費：674,000 円 + 撤去費：180,000 円 + 配管費：300,000 円 = 合計：1,154,000 円

●補助金関係手続の流れ

1. 浄化槽の設置を事前に届出

葛南地域振興事務所へ。(補助金申請の11日前までに申請して下さい)

2. 八千代市環境政策課に申請

補助申請額が今年度の予算に達した、もしくは申請を締め切った際には、それ以降の申請は受け付けませんので、ご了承ください。

3. 現地確認

市職員が現地に行き、浄化槽設置工事前の状況等を確認します。

4. 市から補助金の交付決定通知

市から申請者へ通知を送付します。必ず工事着工前に交付決定が受けられるよう、申請書類は着工日までの余裕をもって提出してください。

5. 工事着工

6. 中間検査

浄化槽を据え付ける際に、市職員が立ち会って検査をします。

7. 工事完了

8. 実績報告書・請求書の提出

工事完了後1か月以内又は令和8年3月13日(金曜日)(必着)のいずれか早い日までに提出をしてください。提出期限は厳守でお願いいたします。

9. 完了検査

実際に排水が浄化槽へ流れているか、市職員が立ち会って検査をします。検査は年度内に行えるようにしてください。

10. 補助金額額の確定通知

完了検査で問題がないと認められれば、市から申請者へ補助金額の確定通知を送付します。

11. 補助金の支払い

申請者の口座へ補助金のお支払をします。



「やっち」

八千代市 経済環境部 環境政策課

〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

電話：047-421-6765 (直通)